

生物多様化と持続可能な観光について — 鶴岡UCCNと佐渡GIAHSを事例として —

房 文 慧

はじめに

一般に公的機関による認定は市場におけるブランディングに重要な影響を与える。ブランドは市場において供給側の財・サービスを識別させるとともに、競合他者のものと差別化させる動機付けになる。他方、消費側からすれば、ブランドは財・サービスを購買する際、意思決定の重要な判断要素になる。とりわけ、国連のような権威的な国際機関、例えば国連教育科学文化機関（UNESCOユネスコ）による世界遺産などの認定は、顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value）が存在するという世界的なお墨付きを与えることを意味し、地域観光の需要喚起、観光業の収益向上、地域経済の活性化に寄与することが期待されている。

もともとユネスコによる世界遺産などの国際認定制度の目的は、顕著な普遍的価値を持つ認定対象の保護にあるが、それ以外にも、例えばユネスコによる「創造都市ネットワーク（Creative Cities Network: (UCCN)」、国連食糧農業機関（FAO）による「世界農業遺産」（Globally Important Agricultural Heritage Systems: GIAHS）への加盟・認定は、生物多様化という観点から、在来作物、在来農業、固有種・品種のような認定対象を保護することにより、生物の多様化に対する危機を回避しようとするものである。特にFAOは、ユネスコによるUCCNの食部門などと、GIAHSを中心に農業・環境・食について連携を深めているが、その中で生物多様化は中核的概念になっている。また、国連のユネスコと生物多様性条約事務局（SCBD）の共同プログラムとして生物多様性と文化多様性を結びつけるという取り組みがある（武内[2016] p.352）。

日本では、世界遺産をはじめUCCN、GIAHSの加盟・認定を受けた都市における現状、具体的な政策などについての解説はあるものの、環境問題や持続可能な開発（SDGs）の観点からの研究はまだ少ない。西川[2005]は、作物遺伝子の多様性の減少要因を、化学農薬、環境、食料の質、農民の経済リスクと関連付けながら分析し、在来品種のオン・ファーム保全が遺伝的多様性や種の多様性のみならず、生態系の多様性の保全に寄与すると指摘している。本田[2014]は、鶴岡市におけるUCCNの取り組

みを取り上げ、その特徴を分析している。武内[2013][2018]は、世界農業遺産の仕組みを詳細に解説し、日本の代表的事例として佐渡の取り組みを取り上げている。国土交通政策研究[2018]は、国内外の持続可能な観光に関する先行研究等を幅広く収集し、持続可能な観光における視点等を整理した上で、日本において外国人旅行者急増に伴って発生した、特に地域住民や地域社会に影響を及ぼしたと考えられる問題事例と、自治体や観光地域づくり法人（DMO）の観光計画における施策等を収集し、持続可能な観光に係る動向をまとめている。

本稿では、食部門のUCCNの加盟認定を受けた山形県の鶴岡市、GIAHSの登録認定を受けた新潟県の佐渡市を代表的な事例として取りあげ、在来作物、在来農業に焦点を当てて、その実態、特徴を整理し、また観光が持つ持続可能な側面（SDGs）との関連および課題を検討する。山形県と新潟県はともに日本海に面し、鶴岡と佐渡はともに北前船の寄港地であり、その歴史と文化、および農業多様性に基づく食文化という共通性を持っているため、この両市を事例としたい。

以下では、まず環境問題としての生物多様性と農業の関連を論じる（1節）。次に、鶴岡のUCCNと佐渡のGIAHSについてそれぞれの特徴や認定の経緯を整理する（2節）。そして、持続可能な観光の意義を説明する（3節）。その上で、鶴岡と佐渡の観光についての取り組みを取り上げる（4節）。最後に、生物多様性と持続可能な観光に向けての課題を述べる。

1. 生物多様性と農業

1-1. 農業生物多様性

環境問題の重要な分野として、生物多様性が注目されている。生物多様性とは、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」と定義されている（生物多様性基本法）。生物多様性は、様々な生態系が存在すること（生態系の多様性）、生物の種間に様々な差異が存在すること（種の多様性）、および生物の種内に様々な差異が存在すること（遺伝子の多様性）の3つの多様性に分かれている。

FAOによると、農業生物多様性とは、食料及び農業（作物、家畜、林業及び漁業を含む。）のために直接又は間接的に用いられる様々な動物、植物及び微生物の多様性として定義されている（農林水産省）。「緑の革命」と言われる農業部門の技術進歩に伴う改良品種の普及、所得向上に伴う食の高度化・多様化、経済のグローバル化に伴う農産物貿易の自由化などの影響により、作物の遺伝的多様性が地球規模で急速に減少している。

人類は、農耕を開始して以来、約7000種の植物を耕作してきた。しかし今日では、世界人口の食事エネルギー必要量の90%はわずか30種の作物によってまかなわれていると推定されている。また、推定15000種の哺乳類および鳥類のうち、わずか30~40種が食料生産のために家畜化され、そのうち牛、山羊、羊、水牛、鶏など14種未満が世界の家畜生産の90%を占めている。この数十年の間に、これらの種内において驚くほどの遺伝的な多様性の衰退が生じている（生物多様性条約事務局[2008]）。

日本においても、コシヒカリの量・質ともに日本一である新潟県だけではなく、全国の稲の大半がコシヒカリ系統になっているため、作物の多様性が失われている。明治時代には統計上、4000を超える稲の品種が記録されていたが、現在ではコシヒカリ系統を中心に150品種のみになったと言われている。作物の遺伝的多様性の減少要因として、戦後農業近代化を農政の基本目的とする農業基本法の制定（1961年）により、農業近代化が急速に進められる中、低収量の在来品種が高収量の品種に置き換えられたことや農家が在来品種を利用しなくなったことなどが挙げられる。いま日本では大規模化することで農業を強くしようとする議論がされているが、日本のような狭い国土で世界各地のような大規模な農業と同じことをしても、とても太刀打ちできるようになることは思われない。いま日本の里地里山で行われている小規模農業をそのまま大規模化するだけでは、かろうじて残されてきた独自性や生物多様性は失われ、地域の伝統的な暮らしにも変化を強いられてしまうだろう（武内[2013] p.24）。

急速に進む遺伝的な多様性の喪失を防止するため、1950年代以降、FAO（国連食糧農業機関）を中心に、作物遺伝資源を収集・保存しようとする動きが国際的に活発になり、1960年代には、開発途上国における農業生産の発展を目的に、国際イネ研究所（IRRI）、国際トウモロコシ・コムギ改良センター（CIMMYT）などの国際農業研究センターが設立され、それぞれの作物の育種を行うとともに、育種素材となる遺伝資源の収集と保存を実施している。1972年に各国政府は「かけがえのない地球」（Only One Earth）をテーマに環境問題について話し合う初の会合「国連人間環境会議」に参加した。同会議においてはFAOと協力して世界の遺伝資源を保存するための行動計画に同意すること、遺伝資源のための国際連絡機構を設立することが勧告された。これを受けて、1974年に国際植物遺伝資源理事会（IBPGR）が設立され、国際農業研究センターならびに各国の遺伝資源研究機関を結ぶ世界的ネットワークを構築し、植物遺伝資源の探索・収集・保存・特性評価・情報化・利用の促進を図ることとさ

れた。

1970年代以降、生物多様性の保全とともに、農産物や医薬品などとして活用するため、ヒトや動植物、微生物の遺伝資源を収集し、人工的な管理によって保存、供給するシステムとしてジーンバンク（Gene Bank）を設立する動きが活発化した。1993年「生物の多様性に関する条約」（CBD）が発効し、それにより植物遺伝資源を含む生物資源に対する権利意識は大きく変化した。国際的な枠組みの中で生物多様化は、特に例外規定を設けない限り、一般的にはその起源地の国家の主権が優先される。また、CBDにおいては、「農民が貯蔵した種子及びその他の繁殖性の材料を保存、利用、交換及び販売することや食糧農業遺伝資源の利用に関する意思決定及び当該資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に参加する」ことを主な内容とする「農民の権利」について認めていることである（西川 [2013] pp.18-19）。CBDの発効により、遺伝資源原産国の「主権的権利」とともに作物の地方品種を育んできた「農民の権利」を認める動きが活発になった（白田[2009] p.63）。

日本列島は、遺伝子中心地域に含まれておらず、在来の農作物は皆無に近い状態であり、主要農作物のほとんどは海外から導入されたものである。明治時代に組織的な育種事業が開始されて以来、時代の要請に応じて多くの新品種が育成・普及してきた（白田[2009] p.8）。日本のジーンバンク事業は1980年代半ばに始まる。1985年にそれまでは個別に収集・導入、保存され、育種などに利活用されていたさまざまな遺伝資源を組織的かつ一体的に保存・管理する目的で、農林水産省ジーンバンク事業が発足した。食料農業に関する植物遺伝資源部門は、2001年より農業生物資源ジーンバンク事業の一部として遺伝資源を収集・保存し、基礎から実用に至る農業開発分野の研究活動の促進のため利用者にデータベース化された情報とともに遺伝資源を提供している。

1-2. 伝統的な農業システムと固有種、品種、経済政策

生態系と生物多様性の経済学（The Economics of Ecosystem and Biodiversity: TEEB）には二つの課題がある。一つは、「資本」（「人的資本」「社会的資本」「自然的資本」など）を認識し、それらを育成し、またはそれらの保全を追求することで、持続可能性を追求することである。もう一つは、生態系の劣化と生物多様性の損失の根本的な原因となっている自然の価値査定を改善し、自然を市場メカニズムに取り入れて価格設定と価値査定を適正に行うことである（房[2019] p.19）。その人

的・社会的・自然的資本と生物多様化の関連から農業システムの保全を理解する視点が必要である。環境に配慮した持続可能な社会の実現が国際的に広く求められている中、地域資源としての伝統的農業システムや文化・慣習、地域社会の取り組みが注目されている。しかし、伝統的な農業システムは、気候変動、社会不安、経済危機など不確実性が増加することにより、それ自体が衰退・存続の危機にさらされている。さらにその農業システム自体の衰退・存続危機によって地域における固有種、品種などの喪失が危惧される。

また、環境政策から考えると、直接規制型政策とインセンティブに基づく経済的手段という二つのアプローチが挙げられる。前者は環境に関わる特定の行為を禁止すること、あるいは行為の範囲を限定することを法的に定める政策で、不遵守の場合、何らかの罰則を伴うことが多い。後者は、「コミュニティー・ベースト・マネジメント(共同体基礎型管理)」(Community-Based Management: CBM)といい、地域住民に自然資源の管理権を一部委譲し、それを住民が利用することによって生じるインセンティブを活用しようとするアプローチである。CBMは、自然資源を商業的に活用できる「商業的利用型」と、住民が自身の生活に利用する「非商業利用型」に大別される。また、商業的利用も、消費的利用(自然資源を採取する)とエコ・ツーリズムへの活用のような非消費的利用に分かれる(大沼[2006] pp.578-579)。後述のように、日本で食部門UCCN「食文化創造都市」として認定された鶴岡では、在来作物の発掘と活用が行われている。また、GIAHSとして認定された佐渡では、「生きものを育む農法」や「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度が実施されている。これらは伝統的農業の保全活動が絶滅危機に瀕する固有種・品種の保護に資する好例であろう。

さらに、多様な作物の品種と人間の関係について、地域で生まれ、維持されてきた多様な作物の品種は、地球温暖化や病害虫対策のためだけに存在するのではなく、栽培された地域、風土、生活、習慣と密接に結びついた地域文化を形成する人間の生活の大切な要素であるからこそ保全されてきたのである(西川[2022] p.24-25)。

2. 鶴岡UCCNと佐渡GIAHSとは

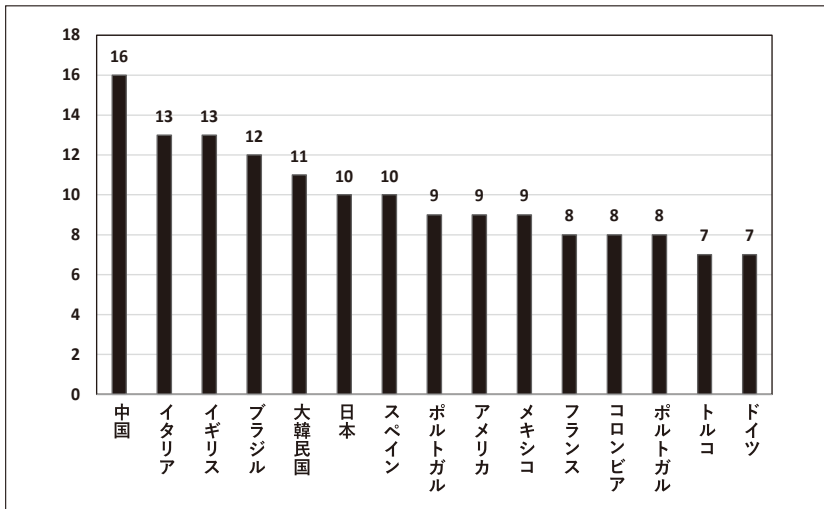
本節では、代表的な事例として鶴岡のUCCNと佐渡のGIAHSを取り上げ、それぞれ国際機関による認定制度の概要を説明した上で、日本における都市の認定経緯と理由を整理し、それぞれの特徴などを生物多様性の観点から見てみる。

2-1. UCCNと鶴岡

UCCNと日本

UCCNとは、2004年にユネスコにより、加盟する都市が国際ネットワークの中で連携して、創造的な地域産業を振興し、文化の多様性保護と世界の持続的発展に貢献することを目的に創設されたものである。対象となる食文化、文学、映画、音楽、クラフト&フォークアート、デザイン、メディア・アートといった7つの分野（創造的な産業）から、加盟をめざす都市は、当該地域の特色に基づき1分野を選んで申請し、審査、認定を受ける仕組みになっている（図表1）。

図表1 世界におけるUCCN認定国・地域数（トップ15、2021年現在）



資料：UNESCOに基づき筆者が整理・作成。

日本では、国内の創造都市の取り組みを推進する地方自治体等を支援するとともに、海外の創造都市との間の連携・交流を促進させるため、2013年1月に創造都市ネットワーク日本（The Creative City Network of Japan: CCNJ）が設立された。2022年現在、日本国内では、164の地方自治体・団体が参加している。国内では名古屋市がデザイン部門を申請し、2008年に日本国内で初の加盟認可を受けたのを皮切りに、これまで6分野（文学分野を除く）10都市が加盟している（図表2）。

図表2 日本の10加盟認可の都市（2021年11月現在）

都 市 名	部門（分野）	認定時期（年）
1 名古屋市	デザイン	2008
2 神戸市	デザイン	2008
3 金沢市	工芸	2009
4 札幌市	メディアアート	2013
5 浜松市	音楽	2014
6 鶴岡市	食文化	2014
7 丹波篠山市	工芸	2015
8 山形市	映画	2017
9 旭川市	デザイン	2019
10 白杵市	食文化	2021

資料：文部科学省[2021]により筆者が整理・作成。

その中で、鶴岡市は、地域が守り育ててきた食の多彩な文化の継承発展や、生産から加工、流通、観光、飲食、食器等、裾野の広い食関係産業の活性化に取り組んできた実績を背景に2014年に食部門のUCCNへの加盟認定を受けている。これは日本国内の食文化分野で初の快挙である。2021年11月には、白杵市（大分県）が同じ食文化部門への加盟を果たし日本国内で2番目の認定を受けている。一方、アジアでは、食文化部門への加盟は中国の成都市、順徳区、マカオ、揚州、淮安、韓国の全州、タイのプーケット、ペッチャブリー、インドのハイデラバード、マレーシアのクチンが認定を受けている。

鶴岡市の在来作物

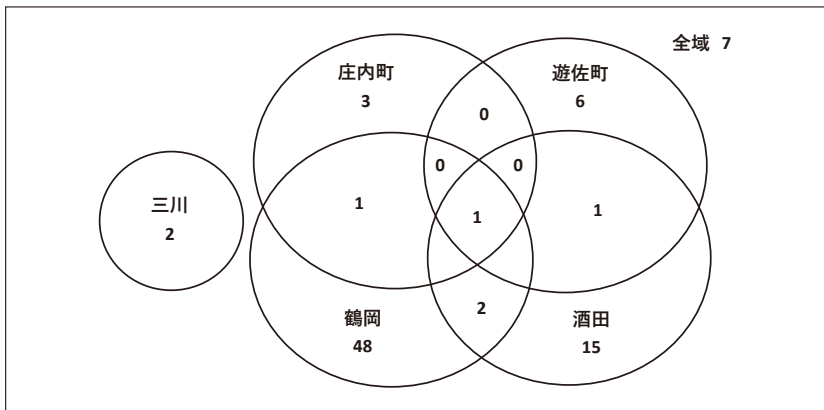
もともと日本の多種多様な食文化は、独自の歴史を持つことは言うまでもないが、伝統的な料理、食事の内容と形態などが多く伝承されているのにとどまらず、社会経済の発展とともに、中国料理、西洋料理も受容し、吸収している。鶴岡市の食文化は、その日本食文化の伝統的要素と外来的要素が結合している代表的な例と言える。

2014年12月にユネスコの文化創造都市に加盟登録された鶴岡市では主要な申請理由の一つとして、約50種類（当時）の在来作物が継承、利用されてきたことが挙げられている。在来作物とは、ある地域で世代を超えて栽培者自身が自家採種などで種苗の管理を行いながら栽培し、生活に利用してきた作物のことである。その中には野菜だけでなく、穀物、果樹、花や工芸作物も含まれる。在来野菜（野菜だけを指す）や在来作物の定義はゆ

るいので、地域を広く探索してリストアップし、より多くの人に貴重な資源を認知してもらうときに使っている(山形在来作物研究会[2018] pp.65-66)。

現在では山形県の在来作物数は 179種類、その内、庄内地方には87種類(他地方と共有のものも含む)が存在する。作物の種類別に見ると、野菜が圧倒的に多く、庄内地方全体では87種類中68種類で78.2%を占めている。野菜と果樹を併せると、90.8%になる。庄内地方における87種類の在来作物数のうち3分の2以上にあたる60種類が鶴岡に存在する。鶴岡の60種類には、鶴岡独自のものが48、酒田市と共有が2、庄内町と共有が1、酒田・庄内町・遊佐町と共有が1、庄内町・遊佐町と共有が1、域内で共有が7となっている(図表3)。鶴岡の代表的な在来作物として、民田ナス(鶴岡市民田)、藤沢カブ(鶴岡市藤沢)、外内島きゅうり(鶴岡市外内島)、小真木ダダチャ(鶴岡市小真木、現存ダダチャ豆の中で最も古い歴史を持つ)などが挙げられる。鶴岡市の在来作物は2006年度の48品目から、2017年度までの11年間に14品目が追加、2品目が消滅したことで、60種類となっている。多様な在来作物の存在により、鶴岡は食文化創造都市の一つとして加盟認可を受けることに成功したのである。

図表3 山形県庄内地方の市町別の在来作物数(87)の内訳



資料：山形在来作物研究会[2018] p.2による。

鶴岡では、持続可能な食文化を次世代に継承していくために食文化プロジェクトが展開されている。その一環として、鶴岡をはじめ庄内地方の15種類の在来作物を活用したレシピをまとめた書籍「はたけの味」を発行している。近年、資源循環、持続可能性、再生可能などの課題とともに在来

作物への関心が高まっている。生産効率が悪く経済的価値が大きいために全国的には消失していった在来作物が、逆に今なお鶴岡に数多く存在し利用されていることの価値が国際的にもプラスに評価されたと指摘されている（山形在来作物研究会[2018] p.65）。

2-2. GIAHSと佐渡

GIAHSと日本の展開

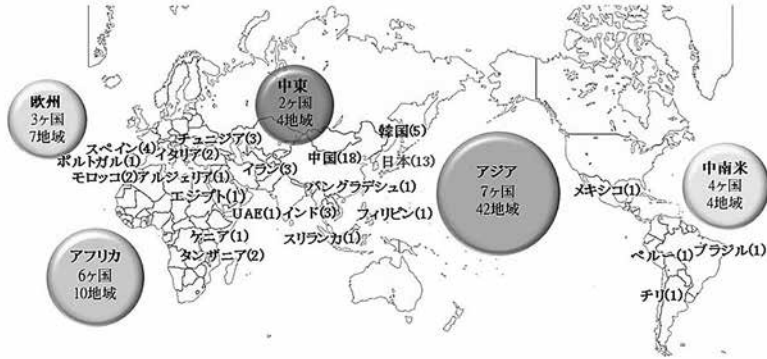
FAOは、2002年にGIAHSとして認定する制度を創設した。GIAHSは、重要な伝統的農業システム（林業と水産業を含む）とその生物多様性、伝統的知識、農村文化、そして持続的な利用を通じて維持される農業のランドスケープを正式に認定するための制度である。よく知られている世界遺産は、ユネスコによって認定され、有形の不動産を対象とし、それらの厳正な保護が目的であるのに対して、GIAHSは無形財産である伝統的農業手法、伝承、およびそれを行う地域を対象とし、それらの文化、周辺環境、コミュニティなど文化的環境財の保護と支援を目的としている。

GIAHSの背景には、「緑の革命」のような多投入高収穫型の農業が大規模な環境破壊や地域住民の福利の低下をもたらしたことへの反省がある。FAOが目指す食料の安全保障と持続可能な農業システムの共存を実現するために、自然環境と調和し、農業生物多様性に富む伝統的農業システムの活用を推奨するための優良事例の認定制度としてGIAHSが提唱されたのである（武内[2016] p.356）。

2005年に中国浙江省青田県の「水田養魚システム」が世界で初めてGIAHSに認定された。それ以降、北米とオセアニアを除く22カ国67地域が認定され、中でもアジアは7カ国45地域が認定され、最も集中している（2022年7月現在）。国別では世界で最も多いのが中国（18地域）であり、2位が日本（13地域）、3位が韓国（5地域）である（図表4）。

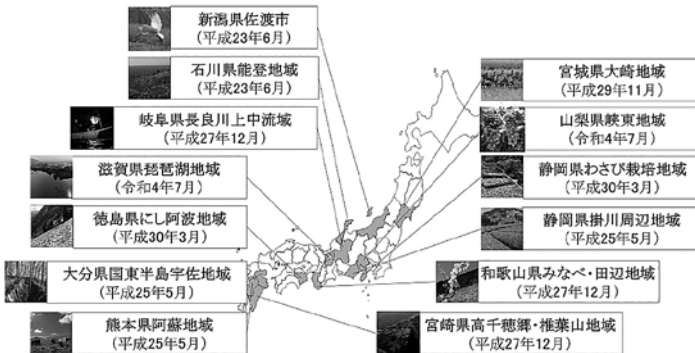
日本のGIAHSの始まりは2009年に遡る（永田[2018] p.19）。当時、日本に本部のある国連大学の武内和彦氏が日本の里山をGIAHSに申請すべきだと農林水産省に提言した。これを受けて国連大学の関係者をはじめ農林水産省、北陸農政局、石川県、新潟県佐渡市などにより申請事業が進められた¹⁾。その結果、2011年6月に北京で開催されたGIAHS国際フォーラムにおいて、日本で初めて佐渡（里山）と能登半島（里山・里海）の2つの地域が認定された。それ以後、申請事業が盛んになり、現在日本国内では13の地域が認定、登録されている（図表5）。

図表4 GIAHS認定地域（2022年7月現在）



資料：農林水産省HPによる。

図表5 日本農業遺産認定地域（2022年1月現在）



資料：農林水産省HPによる。

佐渡のトキ

FAOはGIAHSの認定基準として、1. 食料及び生計の保障、2. 農業生物多様性、3. 地域の伝統的な知識システム、4. 文化、価値観及び社会組織、5. ランドスケープ及びシースケープの特徴の5つを定めている（図表6）。ほかに、申請地域を動的に保全するための保全計画を申請書とともに作成しなければならない。佐渡GIAHSの認定理由として、多様なランドスケープと、何世紀にもわたり様々な農産物の生産維持を支えてきた地域共同体の取り組みが挙げられている。その地域の取り組みには農耕神

図表6 世界農業遺産認定基準及び保全計画

基準	内容
1. 食料及び生計の保障	地域コミュニティの食料及び生計の保障に貢献するものであること。
2. 農業生物多様性	食料及び農林水産業にとって世界（我が国）において重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること。
3. 地域の伝統的な知識システム	「地域の貴重で伝統的な知識及び慣習」、「独創的な適応技術」及び「生物相、土地、水等の農林水産業を支える自然資源の管理システム」を維持していること。
4. 文化、価値観及び社会組織	地域を特徴付ける文化的アイデンティティや土地のユニークさが認められ、資源管理や食料生産に関連した社会組織、価値観及び文化的慣習が存在すること。
5. ランドスケープ及びシースケープの特徴	長年にわたる人間と自然との相互作用によって発達するとともに、安定化し、緩やかに進化してきたランドスケープやシースケープを有すること。
そのほか、システムの持続性のための保全計画	申請地域は、農林水産業システムを動的に保全するための保全計画を作成すること。

資料：FAO資料を農林水産省により整理（抜粋）。

事として受け継がれてきた能に代表される伝統芸能や文化を育んできた集落単位の活動も含まれている。

佐渡は、新潟県にある日本海最大の有人離島である。佐渡のGIAHS認定で高く評価されているのが弥生時代以降、1700年続く稲作の歴史を有する佐渡の農業システムである（ユー・永田[2018] p.35）。その伝統的システムは、江戸時代の金銀山開発により人口が増大し、多くの棚田や農地が拓かれて里山の集落が形成され、それが能、鬼太鼓などの農村文化の発展につながることで、佐渡独自の自然、風景、文化と生物多様性が保全され続けてきた。

FAOは農業生物多様性（認定基準2）について、食料及び農林水産業において世界的に見て重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であることと定めている。重要な生物多様性及び遺伝資源とは、具体的には作物や動物の固有種、栽培種、希少種、絶滅危惧種等のことである。

佐渡は絶滅危惧種のトキ（朱鷺、学名 *Nipponia nippon* ニッポニア・ニッポン）の生息地として知られている。かつて北海道、本州、九州、四国、沖縄など、ほぼ全国各地に分布していた日本産トキは、明治以降、肉や羽

を求めて行われた狩猟、水田地帯の開発や農薬の使用による生息地の改変と消失、環境生態の悪化を背景に、ほぼ絶滅した。1981年には5羽の野生のトキを一斉捕獲し人工飼育が始まったことで、日本産のトキは「野生絶滅」になった。その後人工繁殖が懸命に続けられたが、2003年10月に最後の日本産のトキが死亡し、野生の日本産トキは「絶滅」した²⁾。1999年中国産のトキのペアが贈呈されて、日中でペアリング協力を進めた結果、人工繁殖が成功した。それ以来、トキの数は順調に増加し、2008年には初めて佐渡で飼育・繁殖させたトキの放鳥（10羽）を実施し野生復帰を果たした³⁾。その後も毎年放鳥が続けられており、2021年9月現在、野生下のトキの個体数は484羽で、うち放鳥されたものが155羽、野生生まれのものが329羽と推定されている（環境省[2021]）。一度絶滅したトキがふたたび暮らせる環境を取り戻す試みは、人類が直面している生物多様性の危機に正面から向き合い、小さな命を育むことからトキという大型の鳥類を再生させる取り組みであり、全世界が注目する生態系再生への挑戦である（武内[2013] p.95）。

伝統的農業システム

トキの野生復帰、及び個体数が順調に増加した主要な理由として、「生きものを育む農法」や「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度の実施が挙げられる。

「生きものを育む農法」とは、農薬や化学肥料を削減するだけでなく、水田とその周囲に生きもののための生息環境を作り出す農法である。具体的には、田んぼに棲む生きものたちが逃げられる江（水辺）、田んぼと水路を生きものが自由に行き来できる通り道（魚道）、生きものにとって豊かな生息環境を作るため田んぼに隣接した作付けしていない田んぼに1年をとおして水を張るいわゆるビオトープの設置、雪が積もる冬の間も生きものが生息できるよう田んぼを湿地状態に保ったりすることなどのような取り組みによって、魚・昆虫などの動物や水辺の植物を育てている。

「朱鷺と暮らす郷づくり」とは、失われたトキの生息環境を回復させ、佐渡産米のブランディングを確立するため2007年に導入された認証制度である。認証要件としては、「生きもの調査」や「農薬・化学肥料の削減」などの5項目がある。生きもの調査は、具体的に同認証制度加入者全員が年2回水田に棲む生きもの調査を実施し、生きもの数と種類を確認する保全活動を行うものである。このような活動により、農家自身が生物多様性の価値に対する理解を深めると同時に、消費者への質の高い情報発信

にもつながることが期待される。

また、農薬・化学肥料の削減では、化学農薬、化学肥料を5割以下（佐渡地域慣行栽培基準比）に減らして栽培するなど、減農薬や無農薬などを通して環境配慮型の農業が追求されている⁴⁾。

この認証制度は、GIAHSの「食料及び生計の保障特産品」の基準・選定（基準1）にも合致するとして評価されている。

トキとの共生を目指し、田んぼの生態系に配慮した「生きものを育む農法」の取り組みのほか、棚田などの美しい景観、昔から受け継がれている伝統的な農文化が評価され、島全体が「トキと共生する佐渡の里山」として2011年6月に日本で初めてGIAHSに認定された。佐渡のGIAHSは、トキをシンボルとした「人と生きものが共に豊かに暮せる島づくり」に繋がっている（ユー・永田[2018] p.35）。

農家や地域住民が共同で水田の生物多様性を確保するための条件整備と、「生きものを育む農法」による米づくりを進めた結果、生物多様性の保全と持続的な環境保全型農業の普及のみならず、農家の所得向上等、多面的な効果を生んでいる（佐渡市[2021] p.17）。初めての放鳥を実施した2008年から11年目の2019年1月に環境省は、トキの絶滅危惧カテゴリーを野生絶滅（EW）から絶滅危惧IA類（CR）へと1ランク引き下げた（環境省[2019]）。また、生きものを育む農法等の情報を消費者へ効果的に伝えることにより、安心できる環境での、より安全な農産物の生産及び円滑な流通の促進につなげている。制度を開始した2008年から2020年までに、認定農家戸数は256戸から393戸へ、認証面積は426haから1044haまで拡大した（佐渡市[2021] p.3）。

佐渡地域の「朱鷺と暮らす郷づくり」認証米のように、日本のGIAHS認定地域ではすでに、農業生物多様性などに配慮した農林水産物の認証制度による高付加価値の向上による所得向上の取り組みが進められている。このような取り組みは自然資本に立脚した「新しいビジネスモデル」として評価されている（武内[2016] p.355）。

3. 持続可能な観光について

3-1. 大衆観光から持続可能な観光へ

1960年代に大衆観光（マストツーリズム）が地球的規模で拡大した。国連が1967年を「国際観光年」に定めたことにより、観光が教育、文化、経済、社会等の諸分野に果たす役割への理解が高まり、観光振興に関する諸施策の推進が強化されるようになった。国際観光年の宣言を受けて、日本

政府は「国際観光年に関する基本方針」を決定し、国際観光に関する諸施策を効果的に推進、実施することを図るとした。マスツーリズムの急速な拡大は、環境問題、文化財・文化遺産の破壊などのさまざまな問題、いわゆる「観光公害」をもたらした。1980年代に入ると、先進諸国からの外国旅行者数がさらに拡大したことによって、開発途上国における観光開発に拍車がかかり、マスツーリズムの弊害が一層顕在化した。

観光現象は、自然景観、文化景観、社会・生活景観、価値景観、体験・イベントなどの、複合的な観光資源を背景にして成り立つが、それらは結局のところ、「環境」という概念に包摂されるとみるべきだと指摘されている（前田[2019] p.25）。マスツーリズムによりもたらされる観光公害は、産業公害と同じように環境問題の一部に他ならない。しかし、産業公害は、加害者と被害者の関係が明確になれば、法律的または経済的手段等で解決することが可能であるのに対して、環境問題としての観光公害は、誰もが加害者であり誰もが被害者である。観光は、そもそも自然、文化などの環境のもとで鑑賞、知識、体験、活動、教養、精神の鼓舞などの人間の基本的欲求を充足する消費活動なので、法律的または経済的手段等で解決することが困難である。

マスツーリズムで生じる諸問題に対して、国連世界観光機関（UNWTO）は「持続可能な観光（sustainable tourism）」を目標として掲げている。第70回国連総会において、17の持続可能な開発目標（SDGs）とともに、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。UNWTOでは、「SDGsのための観光のプラットフォーム」（www.tourism4sdgs.org）を策定し、「学ぶ」、「共有する」、「行動する」を同プラットフォームの3つの主要テーマとし、観光が持続可能な分野となるための活動、対話、協力を要請している。観光がSDGsの目標8、12、14に重点を置いている（UNWTO, a）。

観光は、世界の経済成長の原動力の一つであり、現在では、世界で11人に1人が観光分野で働いている。観光が働きがいのある雇用機会を提供することにより、技能と専門性が向上し、社会（特に若者と女性）に恩恵をもたらす。観光分野における雇用創出への貢献は、ターゲット8.9「2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する」に明記されている。また、「持続可能な消費と生産（SCP）」の実践を採択している観光分野は、持続可能性に向けた世界的な転換を加速するための重要な役割を果たすことができる。そのためには、目標12のターゲットにあるように、「雇用を創

出し、地域の文化や産品を活かす持続可能な観光のための、持続可能な開発の効果を測定するツールを開発し、実践すること」が非常に重要である。そして、観光開発は、破壊されやすい海洋生態系の保全保護を進め、ブルー・エコノミー（環境を損なわない海洋経済）を促進する手段となるように、「総合的沿岸域管理（ICZM）」の一部に組み込まなければならない。このことは、海の豊かさを守ろうというターゲット14に則している。

UNWTOは、持続可能な観光について、「訪問客、業界、環境および訪問客を受け入れるコミュニティーのニーズに応じつつ、現在および将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光」と定義している（UNWTO, b）。持続可能な観光では以下のことが求められる。

- 1) 主要な生態学的過程を維持し、自然遺産や生物多様性の保全を図りつつ、観光開発において鍵となる環境資源を最適な形で活用する。
- 2) 訪問客を受け入れるコミュニティーの社会文化面での真正性を尊重し、コミュニティーの建築文化遺産や生きた文化遺産、さらには伝統的な価値観を守り、異文化理解や異文化に対する寛容性に資する。
- 3) 訪問客を受け入れるコミュニティーが安定した雇用、収入獲得の機会、社会サービスを楽しむことができるようにする等、全てのステークホルダーに公平な形で社会的な利益を分配し、貧困緩和に貢献しつつ、実行可能かつ長期的な経済運用を実施する。

3-2. ヘリテージ・ツーリズムとエコ・ツーリズム

上記の1)で挙げた環境資源の最適な活用として、ヘリテージ・ツーリズム（heritage tourism遺産観光）とエコ・ツーリズム（eco-tourism環境観光）が持続可能な観光として挙げられる。まず、ヘリテージ・ツーリズムは、文化遺産や自然遺産などを観光資源として利用することである。ヘリテージ・ツーリズムには次の特徴がある（牧野・小林[2003] p.90）。

- 1) 基本はマストツーリズムではない。学習意欲や興味のある人が参加するタイプのツアーであり、人により知識レベルが異なるため、画一のツアーにはなりにくい。
- 2) 解説員・ガイドが重要。来訪者の学習満足度は、解説員の説明能力や手法に依存する。そのため、単なる案内板やガイドブックだけでは対応が困難である。
- 3) 関連施設・地域との有機的なつながりにより、相乗効果が現れる。施設単体でもツーリズムとして成立するが、より深く時代背景や歴史経過を学ぶためには、関連する施設や地域との連携が効果的である。

- 4) 創造力をかきたてる。今では想像できないモノや技術、あるいは見ることができない場所や施設等が、来訪者の創造力をかき立てる。
- 5) 学習要素以外の要素を組み込むことにより、ツーリズムのバリエーションが広がる。学習要素に加え、体験・食・遊び等の娯楽性やくつろぎの時間・空間を提供することにより、ツーリズムのバリエーションが広がる。

2002年の国連文化遺産年をきっかけにユネスコはUNWTOなどと世界遺産を途上国での雇用確保と保全費用捻出のための収益源として活用する「世界遺産と持続可能な観光プログラム」を作成し、遺産を観光資源として商品的に利用することを容認した。

エコ・ツーリズムは、1980年代半ば以降、マスツーリズムの問題を改善するために提唱された観光形態である。エコ・ツーリズムは、自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光を成立させること、観光によってそれらの資源が損なわれないことがないよう、適切な管理に基づく保護・保全をはかること、地域資源の健全な存続による地域経済への波及効果が実現することをねらいとする、資源の保護+観光業の成立+地域振興の融合をめざす観光の考え方である。それにより、旅行者に魅力的な地域資源とのふれあいの機会が永続的に提供され、地域の暮らしが安定し、資源が守られていくことを目的とする（日本エコ・ツーリズム協会）。

エコ・ツーリズムについて、上述の日本エコ・ツーリズム協会による定義のほかに、存在するさまざまな定義や解説について、次のように整理されている。①地域の自然環境、社会環境に対して低負荷であること、②地域の自然や文化、社会と深くふれ合うことを楽しむ観光であること、③地域の振興や活性化に対して、精神面、経済面で貢献することである（下村[2011] p.134）。

1999年メキシコで開催された「文化観光に関するICOMOS国際科学委員会」において起草されたICOMOS国際文化観光憲章の草案では、遺産自身の重要性の保存や適切なツーリズムとの関係の構築に関わるべき主体を「ホスト・コミュニティ」と「遺産の所有者」「関係する先住民」の三者とし、遺産保存とツーリズムの関係を評価するための6つの原則を提唱している。中でも、「遺産へのアクセスの保障」（第1の原則）では、訪問者にとっての空間的・物理的なアクセスだけでなく、遺産のもつ重要性や意味およびそれらとホスト社会の文化や伝統慣習との関係に関する情報の確かつ公正なインタープリテーションやプレゼンテーションへのアクセスのあり方を主張している。また、「ツーリズムと遺産のもつ潜在的な

価値観の対立関係に対する持続可能な関係の構築」（第2の原則）ではツーリズム開発が遺産そのものの価値を減退させるといった明快な影響関係だけでなく、インタープリテーションによるオーセンティシティの歪曲化や既存開発計画のアセスメントによるネガティブ・インパクト回避の可能性等を重要な評価項目として挙げている（西山[2001] p.22）。

ヘリテージ・ツーリズムとエコ・ツーリズムの関連について、エコ・ツーリズムは従来のような自然の見学ではなく、自然問題・環境問題とも絡む学習型ツーリズムであり、「地域独特の風土を観ることにより、自然の成り立ちや役割などを学ぶ、ことだとされている。これをヘリテージ・ツーリズムに当てはめると、「地域独特の風土（産業遺産）を観ることにより、地域の産業・技術・生活文化を学ぶ、ということになり、ヘリテージ・ツーリズムの趣旨に当てはまる。つまり、エコ・ツーリズムとヘリテージ・ツーリズムは素材が異なるだけであり、「地域を学ぶ、という点では基本的に同じ考え方に立脚しているといえる（牧野・小林[2003] pp.91-92）。

3-3. 持続可能な観光を巡る日本の動向

日本が世界遺産条約に加盟したのは同条約が第17回ユネスコ総会において採択された1972年（75年発効）から20年後の1992年である。世界遺産条約の特徴の一つは、観光産業を中心とした経済利益や国家や地域の誇りや威信を提供することで自発的な取組みを促すインセンティブを持った条約だと指摘されている（田中[2012] p.73）。1993年の白神山地と屋久島の世界自然遺産登録を契機として、遺産地や国立公園地域など自然環境においてこれまでのマスツーリズムと異なるタイプのツーリズムが見られるようになった。さらに、1994年に「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」が制定されると、日本国内ではエコ・ツーリズムが活発化している。1998年に日本エコ・ツーリズム推進協議会（現在日本エコ・ツーリズム協会・NPO法人）が設立された。

2003年11月から2004年6月にかけて環境省主催のエコ・ツーリズム推進会議が開催され、「エコ・ツーリズムの理解を広める」「エコ・ツーリズムに積極的に取り組む地域を拡充する」「エコ・ツーリズム推進事業者を拡大する」「エコ・ツアー需要を拡大する」ことを基本目標に、エコ・ツーリズムの推進方策が決定された。2007年6月20日「エコ・ツーリズム推進法」が制定された（27日に公布）。これまで環境省主導で推進されてきたエコ・ツーリズムは、同法の主務官庁が4省共管（国交省・農水省・

文科省・環境省)となったことにより、領域横断的な地位を獲得するに至った。エコ・ツーリズムに特化した法律は世界的にも類例を見ない珍しいものである(海津[2016] p.5)。

日本の国際観光については、1960年代から1980年代まで海外旅行自由化(1964年)高度経済成長(1954年~1973年)、プラザ合意(1985年)による急激な円高などを背景に、アウトバウンドを中心として大きく拡大した。1971年から1989年まで、インバウンドは66万人から283万人と約4倍となったのに対して、アウトバウンドは96万人から966万人と約10倍にも達した。しかし、日本人の海外旅行は有名地の駆け足観光やショッピングなど画一的なものが多く、モラルやマナーにも問題があることを踏まえて、1991年に「観光交流拡大計画(Two Way Tourism 21)」が策定され、双方向の観光交流の一層の拡大という目標とともに、国民が海外旅行の本来持つ多様な価値を理解し、その個性に合ったより豊かな海外旅行を楽しむことができるようその質的向上を図ることも目的のひとつに掲げられた(観光庁[2013] p.28)。

バブル経済の崩壊後経済低迷が長引くなか、海外からの旅行者の増大とそれを通じた地域の活性化を図るため、2007年に「観光立国推進基本法」が制定された。同法に基づき「観光立国推進基本計画」が策定されている。その第1期計画(2007年6月)では、「将来にわたる豊かな国民生活の実現のため、観光の持続的な発展を推進していく」ことが盛り込まれており、「地域固有の観光資源を保全、育成しつつ、適切に活用していくこと、観光地における環境保全に十分配慮することが極めて重要」とされている。

観光庁・UNWTO駐日事務所は、持続可能な観光の推進に資するべく、各地方自治体やDMO等が多面的な現状把握の結果に基づき、持続可能な観光地マネジメントを行うため、2020年6月に「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」を公表した。このガイドラインを各地方自治体やDMO等が活用することにより、地域での多面的な現状把握を可能にし、継続的なモニタリングと証拠資料(エビデンス)に基づいた観光政策や計画の策定、それらに基づく持続可能な観光地マネジメントの促進を目的としている(観光庁・UNWTO駐日事務所[2020] p.8)。

観光立国の実現に向けたさまざまな取り組みを進められ、大きな成果が上げられている。日本政府観光局(JNTO)によると、新型コロナウイルスの世界的流行(パンデミック)前の2019年には訪日外国人数が約3188万人と過去最高の水準を更新した⁵⁾。2019年の訪日外国人について見ると、

訪日旅行の要素（目的）としてモノ消費からコト消費へという流れが定着している。また、観光庁の訪日外国人の消費動向調査によると、訪日前に期待していたこと（複数回答）として「日本食を食べること」（70.1%）、訪日前に最も期待していたこと（単一回答）でも「日本食を食べること」（28.5%）が挙げられており、ともに最も多かった（観光庁[2019a] pp.25-26）。

国土交通政策研究所は、持続可能な観光政策のあり方を検討するため、地域住民の視線を中心に外国人旅行者の急増に伴う問題及びその対応策等について調査を行った（国土交通政策研究所[2018]）⁶⁾。今回調査した範囲のなかでは、「外国人観光客の増加に伴う地域への影響」について、「飲料水の品質」、「下水処理」等、衛生環境等が整っている日本では既に一定のクリアがなされており、特段の問題とならないという一方、外国人旅行者急増に伴って発生した、特に地域住民や地域社会に影響を及ぼしたと考えられる問題が明らかにされた（図表7）。

図表7 訪日外国人観光客増加に伴う問題事例

項 目	影 響（事 例）
(1) 受け入れ側社会の幸福	日用品の買い占め・物価上昇やゴミ・騒音等のトラブル、マナーの問題、交通渋滞等、地域社会の満足度やコミュニティへの影響。また、観光客対応のため地元住民による主要資産へのアクセス制限。
(2) 観光客の満足度	京都など訪日外国人観光客で混雑しているところを中心に、日本人観光客や特定の国・地域からの訪問客の満足度が低下していることや、日本の慣習等を知らないことによるトラブル。
(4) 観光による経済的便益の獲得	特定時期に観光客の急増に伴う観光の季節性の問題、受け入れ側地域が観光客増加の経済的利益を最大化・享受できないといったリーケージの問題や、人手不足など雇用の問題、その他にも、直前キャンセルによる逸失利益。
(6) 観光活動による環境への影響の制限	ゴミの増加や騒音、風景の破壊。
(7) 観光客の活動管理	訪日外国人観光客が多すぎて日本人観光客の満足度の低下。
(8) 観光地計画と管理	交通事故や路上駐車、交通混雑等観光関連輸送の問題。

資料：国土交通政策研究所[2018] pp.48-49に基づいて筆者が整理・作成。

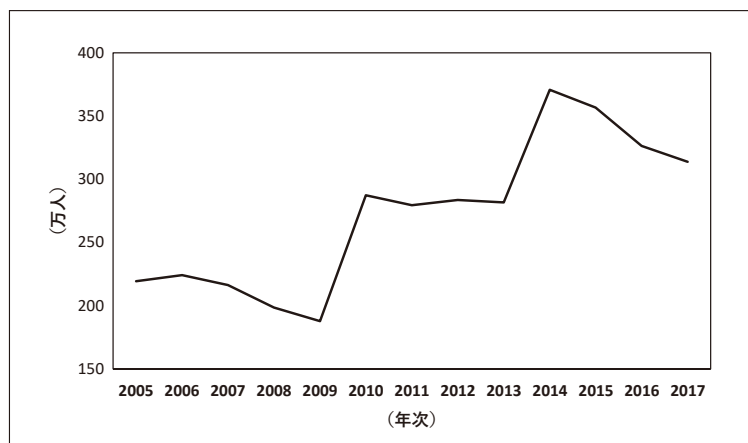
2010年代以降、訪日外国人旅行者数は増加していたが、この影響は都市だけでなく地方にも波及している。例えば、訪日外国人旅行者数は、2012年の836万人から2015年の1974万人へと、3年間で2倍以上の増加を示している中、「都市」と「地方」の割合（宿泊者）が約5割程度で推移しており、地方に足を延ばす訪日外国人旅行者も急速に増えていることが明らかになっている（日本政府観光局[2016] p.30）。2019年の旅行先都道府県ランキングにおいて訪日外国人を対象とした調査では新潟県が全国で34位、山形県が同40位を占めており、日本人を対象としたランキングでは新潟県は全国で22位、山形県は同33位を占めている。外国人を対象とした場合に比べ、日本人ではその順位がそれぞれ12と7つ高くなっている⁷⁾。このことから新潟県と山形県の観光は、比較的、日本人観光客に依存していることがわかる。また、両県はインバウンド（訪日外国人）後進地域である反面、大きなポテンシャルを持つとも言える。

4. 鶴岡と佐渡の観光

4-1. 鶴岡の事例：在来作物を活用した取り組み

鶴岡地域の観光客数は、2005年の219万2500人から2014年の370万7800人へと大きく拡大した後、低下傾向が続き、2017年には313万9100人に減少した（図表8）。2019年の鶴岡の観光客数（延数）は648万6500人で、対前年比で2.5%増加した⁸⁾。

図表8 鶴岡地域の観光客数の推移



資料：鶴岡市商工観光部観光物産課統計資料により筆者が整理・作成。

鶴岡市ではインバウンド需要を高めるため食をテーマとして在来作物を活用した様々な事業に取り組んでいる。例えば、2014年から鶴岡食文化推進協議会が始めた「鶴岡ふうどガイド（食×風土）の養成」事業では、鶴岡の食文化を活かし、鶴岡の「食文化」を題材に体験観光や講座の企画、視察の対応など要望に応じ、総合的に「食」の案内ができるガイドを養成している（図表9）。UCCN鶴岡についての知識、ガイドとして必要な「伝え方」、危機管理能力など規定の養成講座を受講し、試験に合格した受講者は、同協議会による認定を受けている。同事業では、また旅行会社と連携した旅行商品の開発、視察・研修等ガイドの実施、市民講座をはじめ講座等の開講（座学・現地学習会など）を行っている（鶴岡食文化創造都市推進協議会）。例えば、旅行会社と連携した旅行ツアーを通して、鶴岡ふうどガイドは観光客に対し、とれたての本物の味を体験させるため、だだちゃ豆や焼畑の温海カブ、田川カブ、藤沢カブの栽培現場や食べるところに案内するなど、実績を積んでいる。

図表9 鶴岡ふうどガイドの実績

事業(プログラム)	実施年	内 容	提携旅行会社
鶴岡ふうどガイドの養成	2014年	観光客は有償で、だだちゃ豆や焼畑の温海カブ、田川カブ、藤沢カブの栽培現場や食べるところへ案内	
鶴岡旬旅シリーズ	2014年	「もぎたてだだちゃ豆ととれたて紅エビ」「豚々と受け継がれる、焼畑カブ345ロードへの旅」	庄交トラベル
大黒様のお歳夜と加茂水族館	2015年	家庭の繁栄を願う鶴岡の行事食	
インバウンド対応ツアー	2016年	お雛様クッキングin鶴岡	
ごとう地旅シリーズ	2017年	日帰りバスツアー 新潟—鶴岡 ハミングツアー夏・秋・冬号、 さよなら「NODOKA」特別謝 恩企画クラゲ加茂水族館と庄内 藩に鶴岡グルメ旅	新潟ハミング ツアー

資料：鶴岡食文化創造都市推進協議会により筆者が整理・作成。

また、新潟の観光業者ハミングツアーによる「焼畑ロード」ツアーの商品化も、地域の在来作物の文化を活用した新しい経済の仕組みである。鶴岡市役所から金峯山方面へと伸びる金峯街道沿いには、小真木だだちゃ、小真木ダイコン、大滝ニンジン、民田ナス、孟宗、黄金ミヨウガ、庄内柿、甲州ブドウなど多くの在来作物ゆかりの地が並ぶ。これを「鶴岡在来作物ロード」と位置づけることで、観光ルートの幹線として利用できると考えられる（山形在来作物研究会[2018] pp.69-70）。

一方、鶴岡市におけるUCCNを目指す取り組みの大きな特色の一つは、在来作物を活用し食文化を発信するイノベーターの活躍である。例えば、レストラン「アル・ケッチャーノ」、農家の食と宿と暮らし「知憩軒」、農家レストラン「菜あ」、農家の宿「母家」、つけものの処「本長」などが代表的事業者として挙げられている（本田[2014] pp.142-145）。

4-2. 佐渡の事例：トキ、棚田を活用した取り組み

佐渡の観光は、佐渡カーフェリーの就航（1967年）、上越新幹線の開通（1982年）、関越自動車道の開通（1985年）などに伴い、拡大してきたが、1990年代初頭に頭打ちとなっている（房[2019] p.30）。佐渡観光入込者数は1991年の120万人をピークに減少を続け、2014年時点で約51万人まで減少し、その後も、2019年まで横ばい傾向が続いている。

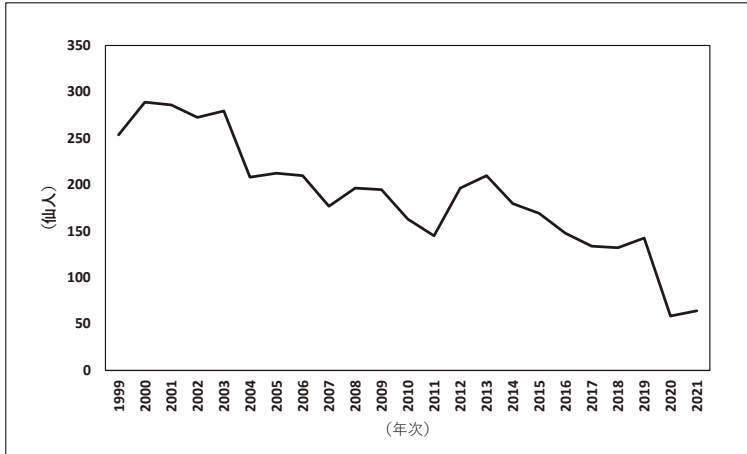
2016年に佐渡島を訪問した人の観光先として、佐渡金山（65.7%）、トキの森公園（61.5%）、尖閣湾（48.6%）がトップ3を占めており、トキの森公園は、6割以上の観光客が訪れるスポットとなっている（佐渡市[2017] p.16）。

中でもトキの森公園への来園者は、1997年に2万3900人であったが、中国産のトキのペアが贈呈され人工繁殖が成功した1999年に25万3600人、2000年にはピークの28万8900人に達した。その後、トキの森公園への来園者数は低下傾向が続き、佐渡GIAHSが認定された2011年には、ピーク時の半分である14万5000人にまで激減した。しかし、その翌年の2012年に来園者は19万6400人（対前年比35.4%）、2013年には20万9800人（同6.8%）に増加した（図表10）。

佐渡では、トキ、棚田、集落などの資源を活用した観光を展開している。例えば、「トキと共生する佐渡の里山3日間～野生のトキ探しと農業体験～」（道祖神東京本社）では、野生のトキ探し、及び世界農業遺産でもあるトキが棲める豊かな生態系を維持する里山滞在を実施している。また、棚田を巡る旅（佐渡観光交流機構）では、佐渡島内の数々の棚田を巡

ることにより、トキの生息地と伝統的農業システムを体感させる内容となっている（図表11）。

図表10 佐渡市トキの森公園年度別入館者数の推移



出所：現地調査資料に基づき筆者が整理・作成。

図表11 棚田を巡る旅（佐渡観光交流機構）

棚田	特徴
片野尾棚田	海を臨む山間に全体で約20町歩ほどの大小の棚田、高い標高で生まれる昼と夜との寒暖差、山の清水。片野尾地区は佐渡の中でも最後の野生のトキが生息した豊かな自然環境、ビオトープづくり、無農薬、減農薬のお米作りに取り組んでいる。
月布施棚田	集落内に7本の川が流れ、湧き水。そのため区画整理をしないで残った「隠し田」と呼ばれる小さな田んぼが散在する。
岩首昇竜棚田	岩首地区の標高350mを超える山間に広がる棚田。江戸時代ごろから受け継がれたもので現在残る田んぼは460枚ほど。
小倉千枚田	畑野から多田に抜ける181号線沿い、小倉ダム近くの山の傾斜に小さな田んぼが並び、佐渡の代表的な棚田。2008年頃からは棚田オーナー制度を取り入れながら管理・保全活動に取り組んでいる。

資料：佐渡観光交流機構「さど観光ナビ」により筆者が整理・作成。

おわりに

以上、環境問題としての生物多様性と農業の関連を論じたうえで、鶴岡のUCCNと佐渡のGIAHSを事例としてそれぞれの特徴や認定経過を生物多様性の観点から説明してきた。また、持続可能な観光に関する論点を整理し、鶴岡と佐渡の観光への取り組みを取り上げた。ここでは、鶴岡と佐渡の事例を踏まえながら、遺産（または創造都市など）認定地における生物多様性と持続可能な観光に向けての課題を述べる。

後継者の不在や費用負担

まず、過疎化・高齢化、農業人口の極端な縮小などの問題に直面している日本の里山・里海地域では、農業多様化や伝統的な小規模農業システムを保全、維持するうえで後継者の不在や費用負担が課題となっている。例えば、鶴岡の在来作物の大部分は依然として後継者が不在であり、今後の存続が危ぶまれるものが多数を占めている。栽培者がいなくなれば、鶴岡UCCNの一端をになう在来作物と利用の文化が消失することにもなりかねない（山形在来作物研究会[2018] p.2, p.71）。一方、佐渡の「生きものを育む農法」を実施するためには、無農薬の代わりに手作業による除草を行ったり、従来の機械に代わる不耕起栽培の専用機械を購入したりする必要がある。後継者・新規就農者の不足や大きな費用負担の問題が、伝統的農業システムの保全、維持に影を落としている。佐渡の「朱鷺と暮らす郷づくり」の認証農家戸数と作付面積は2012年をピークに微減が続いている。この減少傾向は、佐渡の認証米である「朱鷺と暮らす郷」の出荷量などに大きな影響を及ぼすことが懸念される（佐渡市[2021] pp.10-11）。

国際認定の一過性の効果

また、鶴岡のUCCNや佐渡のGIAHSのような国連による認定は顕著な普遍的価値が認められたことを意味し、最も有力な観光ブランドして地域観光の需要喚起、観光業の収益向上、さらに地域経済の活性化に寄与する効果が、認定直後に顕著に見られたが、その効果は一過性だった傾向が見られる。佐渡の場合、低下傾向にあった観光客数は、2011年にGIAHSの認定を受けた翌年の2012年に55万2000人となり、対前年比で3.8%増加したが、そのあと再びマイナスに転じている⁹⁾。佐渡市トキの森公園入場者数も2012年に19万6400人（対前年比35.4%）、2013年に20万9800人（同6.8%）に達した後、再びマイナスの伸びになっている。そもそも観光客数の増加が続かない背景にはGIAHSの知名度の問題もある。内閣府による農業遺産の認知度調査によると、知らなかったという回答が6割を超えている（内閣府[2021] p.1）。

持続可能な観光の形成

最後に、遺産または創造都市のような認定地における持続可能な観光の形成が重要な課題となっている。前述した通り、遺産認定地の持続可能な観光として、ヘリテージ・ツーリズム（遺産観光）、エコ・ツーリズム（環境観光）が挙げられる。遺産または創造都市の認定地へのツーリズムによって、当地の自然・歴史・文化など地域固有の資源が損なわれないよう保護、保全を図らなければならない。国内における先進的な取り組みとして京都市および京都市観光協会（DMO KYOTO）が知られる。同協会は持続可能な京都観光を観光事業者・従事者等、観光客、地域住民とともに創り上げるため、2020年11月「京都観光行動基準（京都観光モラル）～京都が京都であり続けるために、観光事業者・従事者等、観光客、市民の皆様とともに大切にしていきたいこと～」を策定した（岩田[2022] p.61）。

鶴岡はUCCNの認定、佐渡はGIAHSの認定を受けたことをきっかけに、それぞれ様々な観光キャンペーンを展開してきたが、その効果は限定的であった。訪日外国人を対象とした調査を見ても、旅行先都道府県ランキングで2019年に全国34位だった新潟県は、2022年には37位と順位を3つ落とし、同40位の山形県は、2022年に42位と順位を2つ落としている（観光庁[2021]）。前述したとおり、パンデミック前の2019年には訪日外国人数が約3188万人と過去最高の水準を更新したが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う水際規制の強化により2021年の訪日外国人旅行者数は24万5900人で、2019年と比べると99.2%も激減した。

ポストパンデミックに向けてインバウンドの回復が期待される中、各自治体やDMOでは、パンデミック以前のマストツーリズムに戻すのではなく、地域住民の生活や地域文化をより重視し、地域住民がより豊かさを実感できる、地域に貢献する観光を目指すべきである。例えば、UCCN鶴岡のような食文化の継承発展や食関係産業の活性化を図る現場、GIAHS佐渡のようなトキの生息地でもある棚田、農地には、学習意欲や興味のある人が参加する少人数型のエコ・ツアーが求められる。従来のように「食べる」、「見る」だけではなく、生物多様化などの環境問題についての学習型ツーリズムを展開し、当該地域に見られる独特の風土、例えば鶴岡のUCCN、佐渡のGIAHSを見ることにより、地域の産業・技術・生活文化を学ぶというヘリテージ・ツーリズムの目的を達成することができるだろう。

謝辞

本研究はJSPS 科研費18K12000の助成を受けたものである。

註

- 1) 世界農業遺産の日本での展開については、永田[2018]、武内[2018]が詳しい。
- 2) 野生絶滅とは、生物種の生息、生育が人工飼育下でしか確認されない状態、「絶滅」は、野生と人工飼育を含めて、その種個体が全くいない状態を指す。
- 3) トキの歴史については房[2019]を参照されたい。
- 4) 無農業、無化学肥料栽培・8割減栽培・5割減栽培（栽培期間中）を基準とする。「有機農産物のJAS規格」「新潟県特別栽培農産物認証制度」「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」のいずれかに沿って栽培されていることが条件である（佐渡市）。
- 5) 訪日外国人（訪日外客）には、観光、商用、その他が含まれている。
- 6) 国土交通政策研究所の調査では、近年の訪日外国人観光客増加に伴い観光地で発生している問題事例を新聞記事等から収集、UNWTO ガイドブックの体系軸に沿って整理する、という方法がとられている。
- 7) 観光庁[2019a][2019b]の統計により整理。
- 8) 2005年の市町村合併により、2017年までの統計は旧市町村ごとの数値を収集したものであるため、2018年以降の統計と単純に比較できない。
- 9) 佐渡の観光客数（佐渡島入込者数）は佐渡観光交流機構[2021] p.3による。

参考文献

- 房文慧(2019)「環境問題と観光振興について—新潟県佐渡市「トキを巡る」環境ツーリズムと関連して—」『敬和学園大学研究紀要』第28号
- 本田洋一(2014)「在来作物による食文化発信 鶴岡市」佐々木雅幸・川井田祥子・萩原雅也編著『創造農村 過疎をクリエイティブに生きる戦略』学芸出版社。
- 岩田賢(2022)「サステナブル・ツーリズムの確立と観光指標の意義」『サービソロジー』Vol. 7, No. 2
- 観光庁(2013)『平成25年版 観光白書』昭和情報プロセス
- 観光庁(2019a)「訪日外国人の消費動向 訪日外国人消費動向調査結果及び分析10-12月 期報告書」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/syouthityousa.html>) (2022年9月13日アクセス)
- 観光庁(2019b)「旅行・観光消費動向調査」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shouhidoukou.html>) (2022年9月13日アクセス)
- 観光庁(2020)『令和2年版観光白書』昭和情報プロセス
- 観光庁・UNWTO（駐日事務所）(2020)「日本版 持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D, Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations）」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001350849.pdf>) (2022年5月10日アクセス)
- 観光庁(2021)「訪日外国人の消費動向 訪日外国人消費動向調査結果及び分析10-12月 期報告書」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/syouthityousa.html>) (2022年9月13日アクセス)
- 環境省（自然環境局野生生物課 希少種保全推進室）(2019)「環境省レッドリスト2019補遺資料」(<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110616.pdf>) (2020年6月25日アクセス)
- 環境省（関東地方環境事務所）(2021)「野生下のトキの2021年の最終的な繁殖結果について（推定値）」(https://kanto.env.go.jp/pre_2021/2021_1.html) (2022年4月25日)

アクセス)

- 国土交通政策研究所(2018)「持続可能な観光政策のあり方に関する調査研究」『国土交通政策研究』第146号
- 前田武彦(2019)「SDGsにおける持続可能な観光の可能性」『環境技術』Vol.48 No.5
- 牧野博明・小林英俊(2003)「ヘリテージ・ツーリズムの可能性に関する研究」『諸外国の観光振興及び観光実態把握に関わる調査研究』
- 文部科学省(2021)「ユネスコ創造都市ネットワーク(UNESCO Creative Cities Network)への我が国の都市の加盟認定について」(https://www.mext.go.jp/unesco/006/1422408_00001.html) (2022年6月15日アクセス)
- 永田明(2018)「日本の世界農業遺産の始まり」(Nagata, A. (2018) Launch of GIAHS in Japan) イヴォーン・ユー・永田明編(2018)『世界農業遺産への道のり～国連大学と地域の歩み～』UNU-IAS OUIK
- 内閣府政府広報室(2021)「農業遺産に関する世論調査」(概要) (<https://survey.gov-online.gov.jp/hutai/r03/r03-nougyouisan/r03-nougyouisan.pdf>) (2022年4月25日アクセス)
- 新潟県観光入込客統計調査[平成22～](各年版) (<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankokikaku/1245960085415.html>) (2022年8月15日アクセス)
- 西川芳昭(2005)『作物遺伝資源の農民参加型管理—経済開発から人間開発へ』農山漁村文化協会
- 西川芳昭編著(2013)『種から種へつなぐ』創森社
- 西川芳昭編著(2022)『タネとヒト 生物文化多様性の視点から』農文協
- 日本エコ・ツーリズム協会 (<https://ecotourism.gr.jp/definition/>) (2022年8月21日アクセス)
- 日本政府観光局(2016)「訪日外国人旅行者の消費動向とニーズについて—調査結果のまとめと考察—」(https://www.jnto.go.jp/jpn/projects/research_consulting/cq6g7o000002hw5-att/project_data.pdf) (2022年3月5日アクセス)
- 日本政府観光局(2019)「2019年1月～12月 国・地域別/目的別 訪日外客数」(<https://www.jnto.go.jp/jpn/index.html>) (2022年8月15日アクセス)
- 日本政府観光局(2021)「2021年1月～12月 国・地域別/目的別 訪日外客数」(<https://www.jnto.go.jp/jpn/index.html>) (2022年8月15日アクセス)
- 西山徳明(2001)「自律的観光とヘリテージ・ツーリズム」石森秀三・西山徳明編『国立民族学博物館調査報告』No.21
- 農林水産省「世界農業遺産」(https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_1_1.html) (2022年9月25日アクセス)
- 大沼あゆみ(2006)「絶滅のおそれのある野生生物保全の経済学」『環境科学会誌』19(6)
- 大和田興・川手督也[2009]「農業における生物多様性の保全と自家採種の役割」『食品経済研究』(37)
- 佐渡市(2017)「佐渡市将来ビジョン」(<https://www.city.sado.niigata.jp/site/giahs/>) (2022年7月28日アクセス)
- 佐渡市(2021)『トキと共生する佐渡の里山』(世界農業遺産保全計画・第3期) (<https://www.city.sado.niigata.jp/site/giahs/28151.html>) (2022年8月16日アクセス)
- 佐渡観光交流機構(2021)「2020年度佐渡観光データ調査分析業務報告書」(<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2019/28422.html>) (2022年6月25日アクセス)
- 佐渡観光交流機構(2021)「マーケティングデータ宿泊者数調査結果」(2021年12月)

- (https://sado-dmo.com/marketing_data/) (2022年9月15日アクセス)
- 生物多様性条約事務局 (Convention on Biological Diversity) (2008) 『生物多様性と農業：生物多様性の保護と世界の食料の確保』 (Biodiversity and Agriculture: Safeguarding Biodiversity and Securing Food for the World) (<http://www.cbd.int/ibd/2008/booklet/>)
- 下村彰男 (2011) 「エコ・ツーリズムが守るもの—持続的な資源管理の仕組み」 真板昭夫・石森秀三・海津ゆりえ編集 『エコ・ツーリズムを学ぶ人のために』 世界思想社
- 田中俊徳 (2012) 「世界遺産条約の特徴と動向・国内実施」 『新世代法政策学研究』 Vol.18 The Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) (<https://www.fao.org/giahs/en/>) (2022年6月13日アクセス)
- 白田和人 (2009) 「生物資源をめぐる国際情勢の変化に対応した作物遺伝資源の保全技術の改良とジーンバンク活動の改善に関する研究」 『農業生物資源研究所研究資料』 第8号
- 武内和彦 (2013) 『世界農業遺産』 祥伝社
- 武内和彦 (2016) 「日本における世界農業遺産 (GIAHS) の意義」 『農村計画学会誌 Vol. 35, No. 3
- 武内和彦 (2018) 「世界農業遺産と国連大学」 (Kazuhiko Takeuchi (2018). “Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) and the United Nations University (UNU)”)
- 鶴岡食文化創造都市推進協議会 (<http://www.creative-tsuruoka.jp/conference/>) (2022年7月25日アクセス)
- UNESCO Creative Cities Network, https://www.unesco.org/en/brief_Creative_City_Network_of_Japan, <https://ccn-j.net> (2022年3月12日アクセス)
- UNWTO. a (駐日事務所) 「観光と持続可能な開発目標」 (<https://unwto-ap.org/why/goals/>) (2022年10月17日アクセス)
- UNWTO. b (駐日事務所) 「持続可能な観光の定義」 (<https://unwto-ap.org/why/tourism-definition/>) (2022年8月15日アクセス)
- 海津ゆりえ (2016) 「エコ・ツーリズム推進への期待と課題に関する基礎的研究—「エコ・ツーリズム推進全体構想」の分析から—」 『文教大学国際学部紀要』 第27巻1号
- 山形在来作物研究会 (2018) 『平成29年度「鶴岡市在来作物調査研究事業」報告書』
- イヴォーン・ユー・永田明編著 (2018) 『世界農業遺産への道のり～国連大学と地域の歩み～』 UNU-IAS OUIK (Yiu, E. and Nagata, A. eds. (2018) *The Road to Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS): United Nations University's Journey with Local Communities*. UNU-IAS OUIK)